## 日本博2.0事業(委託型)Q&A

	【申請について】		
No.	質問	回答	
1	委託型と補助型の定義、違いについて教えてく ださい。	委託型と補助型は、基本的には採択する事業内容や事業者の要件に違いがございませんが、それぞれの特徴は以下の通りです。 ●委託型は、国の委託費を充当して実施するものであり、国から日本博2.0事業実施の委託を受けた日本芸術文化振興会(日本博事務局)から各団体に再委託します。 本来国が実施すべき事業内容を各団体へ再委託することになりますので、国や日本芸術文化振興会から事業実施方法等に関連して要望、場合によっては事業内容の修正、改善等を求めることもございます。 また、賃金や謝金、旅費等の金額についても、原則として当方の規定に従い事業を遂行していただくことになります。 ●補助型は、団体が実施する事業のうち、募集内容に適しているものに対して補助金を交付します。 事業の主体は各団体となるため、事業の実施方法等については原則団体の裁量に委ねられております。 (応募内容から大きく外れたり、著しく日本博2.0事業のイメージを損ねる場合等においては、改善を求めることもございます) なお、補助型においては、地方公共団体の応募は行っておりません。 金額面での違いについては、 委託型は事業の実施に必要な経費の全額が支払われる一方(ただし、事業の遂行により直接的に生じた収入額は差し引く)、補助型は対象経費のうち半額補助が基本となります。 上限額については、委託型は原則6千万円(実施期間・実施規模・取組内容に応じて1億円まで要望が可能)、 補助型については、委託型は原則6千万円(実施期間・実施規模・取組内容に応じて5千万円まで要望が可能)としております。 詳しくは、企画提案要領をご確認ください。	
2	令和5年度から令和7年度までの3年間の事業計画を審査の対象とするということですが、申請は毎年必要なのでしょうか。令和6年度・令和7年度は金額に変更が生じる可能性がありますが、年度ごとに更新は可能なのでしょうか。	採択となった場合でも、毎年度申請が必要です。 3年間の事業として申請いただき、3年計画を評価して採択の可否を判断しますが、今回の採択の対象は令和5年度のみです。 令和6・7年度の募集については国から振興会へ予算措置されるかによりますが、募集がある場合は、改めて申請・審査を受け ていただく必要がございます。 3年計画を対象とするため、令和5年度計画に令和6年度実施の準備的取組(広報など)を盛り込むことは可能ですが、単年度 の事業を対象とするため年度内に完了する経費のみ計上できます。	
3	同一の内容を芸術文化振興基金助成事業や国 (文化庁等)の他の事業に併願することは可能 ですか。	可能です。様式1の「他事業等への応募状況」にご記載ください。 なお、複数の事業で採択された場合には、その旨を事務局へ申告していただき、経費が重複しないよう調整する必要があります。	
4	同一事業者から複数の申請を行うことは可能で すか。	特に制限を設けませんが、実施体制や資金計画等も踏まえた実現可能性を勘案し総合的に判断しますので、内容を精査・厳選した上で申請してください。	
	【経費について】		
No.	質問	回答	
1	各経費の内訳は、どの程度まで明らかにする必 要がありますか。	「一式」ではなく、内訳を明らかにしてください。再委託についても、費目・種別ごとに明らかにする必要があります。 なお、発注額が100万円(税込)以上の経費等については、補足資料として参考見積等の積算根拠を添付していただきます。 (企画提案要領p.6参照)	
2	物品販売等に関する経費を対象経費に計上できますか。	原則として、事業の趣旨を踏まえ委託事業の一部として実施が必要と認められる場合のみ対象となります。 なお、物品販売に限らず、事業実施により直接的に生み出された売上は収入に計上してください。	
3	委託費の支払い時期はいつ頃ですか。また、概 算払は可能ですか。	原則的には事業完了後の精算払いです。 ただし、事業の円滑な遂行のため必要と認められた場合は、事業完了前の概算払いも可能です。	
	【提出書類について】		
No.	質問	回答	
1	実行委員会を設立したばかりで実績がない場合、財務諸表は何を提出すれば良いですか。	予算書または実行委員会の主体となる事業者の財務諸表を提出してください。	